

特別養護老人ホームみゆき園利用料一覧【1割負担】

令和7年4月～

介護福祉施設サービス費				
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
589 円	659 円	732 円	802 円	871 円

【加算料金（日額）】介護保険の適用になります。

日常生活継続支援加算	36	円/日	○	新規入所者のうち要介護4及び5の方が70%以上おられ、介護福祉士の数が利用者6名に対し1名以上配置した場合
栄養マネジメント強化加算	11	円/日	○	管理栄養士が配置されており、医師や看護師と共同して栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施します。利用者ごとの栄養状態を把握し、状態に応じて栄養ケア計画を作成した場合
看護体制加算（Ⅰ）	4	円/日	○	常勤の看護師を1名以上配置した場合
看護体制加算（Ⅱ）	8	円/日	○	看護職員を手厚く配置し、看護職員と24時間連絡できる体制を確保している場合
夜勤職員配置加算	13	円/日	○	夜勤を行う職員の介護・看護職員の数に1名加えた職員を配置した場合
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	円/日	○	機能訓練指導員に従事する理学療法士等を1名以上配置し、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を行った場合
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	円/月	○	上記の内容に加えて、厚生労働省へ提出した場合
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20	円/月	○	口腔衛生管理加算（Ⅱ）、栄養マネジメント強化加算を算定し、リハビリ、機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種間で一体的に共有している場合。また、LIFE提出の情報活用と個別機能訓練計画書の見直しと共有を行った場合
協力医療機関連携加算	100	円/月	○	急変時の医師又は看護職員の相談対応の確保、診療の求めの際の診療体制確保、入院を要すると認められた場合、原則として入院受け入れ体制確保している場合
生活機能向上連携加算	100	円/月	○	リハビリテーションを実施している医療提供機関の理学療法士等が施設を訪問し、施設職員と共同で個別訓練計画を作成し機能訓練を実施した場合
ADL維持等加算（Ⅱ）	60	円/月	○	Berthel Indexを適切に評価できるものがADL値を測定し、7月目の月に測定したADL値や要介護の状況等に応じた値を加えて得た値によって、Ⅱを算定
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	円/月	○	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、計画書を作成したうえで、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に具体的な指導や相談に応じる体制を整えた場合（厚生労働省への提出にてⅡを算定）
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3	円/月	○	多職種（医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等）共同で褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を3か月に1回作成し、褥瘡管理を実施した場合（利用者の状態に応じてⅠ～Ⅲのいずれかを加算）
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	円/月	○	
科学的介護加算（Ⅱ）	50	円/月	○	基本情報と疾病の状況を厚生労働省に提出し、サービス計画を見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150	円/月	○	認知症の方が占める割合が半数以上で、認知症リーダー研修終了者は1名以上配置、かつ、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。評価測定とチームケアの実践、計画の作成と見直し、振り返りを行った場合。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	円/月	○	新興感染症の発生時の対応を行う体制の確保と、医療機関と連携し適切な対応、研修又は訓練を年1回以上参加した場合。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	円/月	○	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会開催や改善活動を行った場合。1年以内に1回、業務改善の取組により効果を示すデータ提供を行った場合。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（月額）1月あたりの総単位に14%を乗じた単位数 令和6年4月～			

※○がついている加算については、ご利用者の情報を厚生労働省へ提出した際に加算されるものとなります。利用者の状態やケアの実績の変化等を踏まえた計画の改善を行い、利用者へより質の高いケアの提供を行います。

【上記以外の加算料金（日額）・・・対象となられる方は下記の料金が加算されます】
介護保険の適用になります

初期加算	30 円/日	入所日から30日間に限って算定
外泊加算	246 円/日	2泊以上の外泊・入院時に算定
安全対策体制加算	20 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備し、入所時のみ算定
看取り介護加算	72 円/日	死亡日以前 31日以上45日以下
	144 円/日	死亡日以前 4日以上30日以下
	680 円/日	死亡以前 2日又は3日
	1,280 円/日	死亡日
		医師が終末期にあると判断し、関連職種が共同して看取り介護を行った場合
新興感染症等施設療養費	240 円/日	感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整を行う医療機関の確保し、かつ施設で適切な感染対策を行った場合（5日間）
経口移行加算	28 円	経管栄養により食事を摂取されている方に、経口摂取を進めるための計画書を作成し特別な管理を行う場合に加算されます
経口維持加算（Ⅰ）	400 円/月	摂食機能障害や誤嚥がある方に食事の観察及び会議を開催し、経口維持計画を作成している場合
経口維持加算（Ⅱ）	100 円/月	（Ⅰ）を算定し、経口による継続的な食事の摂取を支援するための観察及び会議等に、医師、歯科衛生士が加わった場合
低栄養リスク改善加算	300 円/月	低栄養リスクの高い入所者に対し、低栄養状態を改善するための計画書を作成し栄養・食事調整を行う場合
再入所時栄養連携加算	400 円/回	医療機関に入院し施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	特別食、又は低栄養状態と医師の判断があった場合、管理栄養士が医療機関等に対して、栄養管理の情報を提供した場合
療養食加算(1食あたり)	6 円/食	療養食を提供した場合 (糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・心臓病食等)
退所時情報提供加算	250 円/回	心身の状況、生活歴等を示す情報を医療機関へ提供した場合
配置医師緊急時対応加算	325 円/回	配置医師と施設間で具体的な取り決めがなされ、24時間対応できる体制の確保、診察を行った理由を記録（早朝・夜間・深夜を除く）

※外泊・入院当日は外泊加算対象外です。基本料金を頂きます。

【食費と居住費の利用料金（日額）】介護保険の適用にならないサービス。

介護保険負担限度額認定段階	食費負担額	居住費負担額	
		多床室	従来型個室
4段階 (課税世帯の方)	1,890 円	915 円	1,231 円
3段階(2) 公的年金等収入額合計が年間120万円超の方で預貯金額500万(夫婦で1500万)円以下の方	1,360 円	430 円	880 円
3段階(1) 公的年金等収入額合計が年間80万円～120万円以下の方で預貯金額550万(夫婦で1550万)円以下の方	650 円	430 円	880 円
2段階 (公的年金等収入額合計が年間80万円以下の方)	390 円	430 円	480 円
1段階 (非課税世帯で老齢福祉年金を受給中の方)	300 円	0 円	380 円

1ヶ月(31日とした場合)の基本利用料金

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費(食費、居室代除く)	24,062 円	26,536 円	29,116 円	31,590 円	34,028 円

【みゆき園 利用料 総合計】

居室・負担割合段階		介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	多床室	第1段階	33,362 円	35,836 円	38,416 円	40,890 円	43,328 円
		第2段階	49,482 円	51,956 円	54,536 円	57,010 円	59,448 円
		第3段階（1）	57,542 円	60,016 円	62,596 円	65,070 円	67,508 円
		第3段階（2）	79,552 円	82,026 円	84,606 円	87,080 円	89,518 円
		第4段階	111,017 円	113,491 円	116,071 円	118,545 円	120,983 円
	従来型 個室	第1段階	45,142 円	47,616 円	50,196 円	52,670 円	55,108 円
		第2段階	51,032 円	53,506 円	56,086 円	58,560 円	60,998 円
		第3段階（1）	71,492 円	73,966 円	76,546 円	79,020 円	81,458 円
		第3段階（2）	93,502 円	95,976 円	98,556 円	101,030 円	103,468 円
		第4段階	120,813 円	123,287 円	125,867 円	128,341 円	130,779 円

- ① 1ヶ月の基本料金には日常生活継続支援加算、看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）、夜勤職員配置加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント加算、生活機能向上連携加算、褥瘡マネジメント加算、介護職員処遇改善加算等を含んだ金額となっております。
- ② 洗濯代・オムツ（リハビリパンツ等）代は基本料金に含まれます。但し、材質により洗濯ができない場合がありますのでご了承ください。外部クリーニングを依頼される場合は実費負担となります。
- ③ 預り金管理料は1日50円となります。通帳管理、支払い代行、その他金品の管理料となります。
- ④ 医療費・薬代は利用に応じて実費負担となります。（医療保険適用）
- ⑤ 日常生活費 個別に使用する電気代、理美容代、口腔ケアセット代、嗜好品、身の回り品等は実費となります。※⑤の詳細

電気代：テレビ等電気使用量 300円/日	口腔ケアセット代：別紙参照
理美容代：毎月2回実施	カット男性 2000円～ カット女性 2200円～
趣味活動費：（フラワー教室 990円、木工教室 1500円、美容教室 500円）	

みゆき園 短期入所生活介護事業所利用料一覧 【1割負担】

令和7年4月～

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
加算合計	44 円	44 円	61 円				
合計	564 円	690 円	757 円	836 円	919 円	999 円	1077 円

【加算料金（日額）】介護保険の適用になります。

支援	介護	項目	単位数	単位料金	説明
○	○	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合に加算されます。
×	○	看護体制加算（Ⅰ）	4 円		常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。
×	○	夜勤職員配置加算	13 円		夜勤を行う職員の介護・看護職員の数に1名加えた職員を配置した場合に加算されます。
○	○	機能訓練体制加算	12 円		機能訓練指導員に従事する理学療法士等を1名以上配置した場合に加算されます。
○	○	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)月	10 円		介護現場の生産性向上へ向けた委員会を設置し、ICT等を活用して業務効率の改善を図ることで算定されます。
○	○	介護職員処遇改善加算		(月額) 1月あたりの総単位に14%を乗じた単位数	

【上記以外の加算料金（日額）・・・対象となられる方は下記の料金が加算されます】
介護保険の適用になります

療養食加算（1食あたり）	8 円	療養食を提供した場合に加算されます (糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・心臓病食等)
緊急短期入所受入加算	90 円	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められたものに対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として算定されます。
送迎加算（片道につき）	184 円	送迎を行った場合に加算されます。
口腔連携強化加算(月)	50 円	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合、1月1回に限り加算算定されます。
生活機能向上連携加算(月)	200 円	短期入所生活介護の事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを評価した場合に加算されます。

【食費と居住費の利用料金（日額）】介護保険の適用にならないサービス。

介護保険負担限度額認定段階	食費負担額	居住費負担額	
		多床室	従来型個室
4段階 (課税世帯の方)	1,890 円	915 円	1,231 円
3段階(2) 公的年金等収入額合計が年間120万円超の方で 預貯金額500万(夫婦で1500万)円以下の方	1,300 円	430 円	880 円
3段階(1) 公的年金等収入額合計が年間80万円～120万円以下の方で預貯金額550万(夫婦で1550万)円以下の方	1,000 円	430 円	880 円
2段階(市町村民税非課税世帯・ 公的年金等収入額合計が年間80万円以下の方)	600 円	430 円	480 円
1段階(生活保護受給、市町村民税 非課税世帯で老齢福祉年金を受給中の方)	300 円	0 円	380 円

【食費負担額に関する費用の内訳】

朝食：390円 昼食：700円 夕食：800円 (おやつ含む) 合計：1,890円

1日当たりの基本利用料金

介護サービス費		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		564 円	690 円	757 円	836 円	919 円	999 円	1077 円
介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	第1段階	864 円	990 円	1,057 円	1,136 円	1,219 円	1,299 円	1,377 円
	第2段階	1,594 円	1,720 円	1,787 円	1,866 円	1,949 円	2,029 円	2,107 円
	第3段階(1)	1,994 円	2,120 円	2,187 円	2,266 円	2,349 円	2,429 円	2,507 円
	第3段階(2)	2,294 円	2,420 円	2,487 円	2,566 円	2,649 円	2,729 円	2,807 円
	第4段階	3,369 円	3,495 円	3,562 円	3,641 円	3,724 円	3,804 円	3,882 円
従来型個室	第1段階	1,244 円	1,370 円	1,437 円	1,516 円	1,599 円	1,679 円	1,757 円
	第2段階	1,644 円	1,770 円	1,837 円	1,916 円	1,999 円	2,079 円	2,157 円
	第3段階(1)	2,444 円	2,570 円	2,637 円	2,716 円	2,799 円	2,879 円	2,957 円
	第3段階(2)	2,744 円	2,870 円	2,937 円	3,016 円	3,099 円	3,179 円	3,257 円
	第4段階	3,685 円	3,811 円	3,878 円	3,957 円	4,040 円	4,120 円	4,198 円

- ① 1日分の基本料金には看護体制加算（I）、サービス提供体制強化加算、夜勤職員配置加算、機能訓練指導員配置加算、介護職員処遇改善加算を含んだ金額となっております。
- ② 洗濯代・オムツ（リハビリパンツ等）代は基本料金に含まれます。但し、材質により洗濯ができない場合がありますのでご了承ください。外部クリーニングを依頼される場合は実費負担となります。
- ③ 預り金管理料は1日50円となります。通帳管理、支払い代行、その他金品の管理料となります。
- ④ 医療費・薬代は利用に応じて実費負担となります。（医療保険適用）
- ⑤ 送迎実施地域以外の送迎については、実施地域を超えた所から、片道1km当たり、37円の費用が割増されます。
- ⑥ やむを得ない理由により、利用限度日数を超えての利用も可能です。その場合全額自己負担（10割負担）となります。
- ⑦ 理美容代、嗜好品、身の回り品等は実費となります。

以上、上記の説明を受け同意します。

年 月 日 ご家族様氏名 印（続柄）